

## 法学分野の参考基準案

### 1. 法学の定義

「法学」は多様な分野を含み、その定義もは、その多様性に応じてそれ自体としては様々でありうるから、法学を定義すること自体が極めて困難であるが、ここでは主としてここで目的とする「大学における法学教育」との関係で定義をおこなうこととする。

法学が対象とする「法」は、人間社会の規範秩序の一部であり、社会のあり方、人権の保障、社会の安全、経済秩序、紛争の解決制度などに関する規範等からなる。それらは國家権力によって執行されると同時に国家権力の行使を統御？抑制するシステムであり、この点で一般道德とは区別される。このように法はわれわれが社会生活を営む上で必要不可欠のものであり、われわれの生存や生活の全般に関わっていわたる。

「法学」は、法の様々な在り方を明らかにすることを主たる対象とする学問である。そもそも法がわれわれの生活の全般にわたり、しかもそれがわれわれに關係する仕方も様々であることから、法学の対象と考査方法や学問の手法？方法も一様ではない。したがつて、法学の具体的な内容や考査方法の重要な側面を明らかにするためには、法学の重要な分野についてそれぞれの対象と考査方法の特性を明らかにする必要があろう。

法学の主要分野としては、わが国で現に行われている法規範のあり方やその現実の社会生活での適用を中心とした「国内実定法」の分野、諸外国との法的関連や比較を対象とする「国際関係法」の分野、法の基本特性やその歴史的由来、法が社会で果たしている機能等を考査する「基礎法学」、さらにはこれらの諸分野を横断した総合する「新領域」諸分野があり、それぞれで考査方法が大きく異なる。これらのうち法学の中心を占めるのは国内実定法に関する分野であるが、その内部においても、またわれわれの社会生活関係が多様であることに応じて内容と考査方法は多岐にわたる。すなわち国内実定法の分野においては、日本国憲法を中心に、様々な法律、命令を中心とした実定法の法規範の内容の分析と、その現実の運用によって解釈・適用を通じて形成された法理論の理解を基礎として、これらの法規範の現実的な解釈・適用が主として研究される学問である。また、「国際関係法」は、わが国の国内実定法を超えた、諸外国との法的関連性につき国家間の問題や個人との関係を考査する学問分野である点で、国内実定法の考査とは異なった性格を有する。もっとも、今日のわれわれの社会はグローバル化が進行しており、全ての国内法分野でも対外的な関係を無視することができない。また伝統的な国際関係法の分野でも条約等の国内的な適用関係が重要になっており、相互の区別は相対化している。以上の分野に対して、「基礎法学」は、法というものの根本的な意味、性格を明らかにし、またその様々な社会における文化や歴史的発展との関連での展開の実相を解明しようとする学問分野である点で、以上の諸分野とも極めて異なった性格を有する。

何れにせよ、法学は人が社会生活を営む上で最も基本的な人ととの関係を規律する規範を対象として、考査する学問であり、様々な観点からこれらの規範に関して生じる問題を考査・解明しようとする学問である。

コメント [IT1]: この説明でよいかどうかについては、吾郷先生に一任。

## 2. 法学分野に固有の特性

### 1. 法学の一般的性格

法学は、人間が社会生活を送るうえで基礎となっている規範を学問の対象とする。人間の生活領域が極めて多面的であることから、これらの規範も多様であり、したがってまた法学も極めて多面にわたる。人間が社会生活を営む上で必要な規範は常に一定の価値原理に関係し、われわれの行動もそれに即してその当否やその実現に関して生じる様々な問題が扱われるが、法学はこのような問題を直接学問対象とする点で際だった特色を有する。

特に大学における法学の研究・教育においては、現在のわれわれの社会を構成している法規範の基礎となっている自由や平等、民主主義等をはじめとする様々な価値原理及びそれらの具体化をはかるための様々な実定法規定やその基礎となりまたそれらから生じている具体的法理論などを研究し、教育の対象とする。その際、これらの理論的自体の考察だけではなく、法規範や価値原理それらをめぐって生じた事件等について具体的に考察するが、そのためには、そこに現実に働く様々な対立する利益や価値観などに即して異なる主張を調整し、それらに対する適切な判断をするための理論の構築が重視されてきた。こうして法的判断においては、様々に異なった見解やその背後にある様々な価値観などを分析し、人々が持つ多様な意見を十分に理解し、それらを適切に調節しつつ具体的な結論に至るための枠組みを開発する必要がある。法学においては、このような要請に対応するために、様々な学説が提唱され展開されたが、それは法学がにおいては、単に一つの真実を形式的・論理的な関係のみで追求する学問ではなく、そこでは様々な異なった価値観、利害によって様々な意見や主張を許容するものである許すからであり、それらの考察にはその基礎にまでさかのぼって考察・検討することが重視されなければならない。またこれらの様々な提言に基づいた具体的法的判断は、単に理論として提示されるのではなく最終的には社会的に受け入れられてわれわれの社会生活の中で実現されなければならないが、そのためには、その判断が法的規律を前提としつつも更に社会に受け入れられるのに必要な合理的根拠を有することが不可欠である。法学は、西欧近代社会では國家の構造やその活動を法理論として構築し、また市民の活動自体も様々な観点も法によって規律し実現するための社会制度を構築するための基礎を提供してきた。このことは、いっそうの法化現象が進展する今日の社会ではますます重視され、むしろその意義は国内的関係のみならず、国際的関係においてもますます重要になっている。

コメント [T12]: 提唱された学説という意味?

### 2. わが国の法学に特有の性格

#### i) 学問

わが国の法学は、主としてヨーロッパ大陸で発展した近代法を継承し発展させたものであり、このような歴史的背景から法学はその学問のあり方に関するわが国特有の事情がある。わが国の学問としての法学は、ドイツ法の継承とも関連して特にドイツ法学の強い影響を受けてきており、今日においても、多くの分野においてドイツ法学の影響が強く残っている。ドイツ法学は19世紀以降大学におけるいわゆる「学問法」としての性格が濃厚であり、わが国の法学もまた法理論への強い傾斜を示してきた。その結果、大学における法学研究及びその教育の中心は、伝統的に各法学分野における体系的・理論的研究を重

コメント [T13]: 分野によっては、ドイツ萌芽の影響の程度もずいぶん違ってきてることから、一定の留保が必要ではないか。

視する傾向が強く、精緻な法理論の構築が重視されてきた。本来法学、とくに実定法学は、法実務との関係を抜きに論じることができないが、わが国の従来の大学での法学研究は必ずしもこのような法実務との関係が緊密密接であったとはいえない。またこの様なわが国の法学の、理論重視という基本的な性質は、法学研究における研究分野の細分化を著しく促進したが、このことは大学における法学教育の基本的な性格をも規定している。

わが国の実定法学が主として考察の対象とする実定法規範は「制定法」の形式を探るが、これらの実定法規自体は決して万古不变のものではなく、むしろそれは社会の変化やその他様々な事情に応じて、国会などによる立法や裁判所による判例による改廃の可能性を包含するものだともいえる。もっともわが国が継承したヨーロッパ大陸の法制度は、イギリス、アメリカなどのコモン・ロー諸国とは違い、立法機関において制定された「制定法」の解釈適用が基本とされてきたことから、わが国の実定法学も、制定された法律条文の構造理解、その解釈などに関する基礎を提供する法理論や技術の研究・教育を中心的な任務としてきたことは事実である。しかし、実定法の研究においても、実定法の文言や、それに関する判例による細かな解釈のみを考察の対象とするわけではなく、むしろこれらの実定法規の文言の改変にもかかわらずその基礎に存在する理論や基本観念を明らかにし、またこれらの実定法の改廃をリードする識見を養うこともまた重視してきた。さらに、社会が急速に変化し、新たな法規制を必要とする現代社会では、単に過去に立法された法規のみを研究の対象とするのでは不十分であり、新たな社会の必要性に基づいた「立法」のための法学研究もまた極めて重要であるが、そのためには単に所与の法規の分析や研究では不十分であり、社会の現実から法的規律の必要性やそのための基本的な法理を開発する能力が求められる。こうして、今後の法学の研究や教育においては、個別の法規定の細かな個々の法技術的問題もさりながら、これら個別の細かな問題を超えた社会と法の基礎的な考え方などの理論研究・習得がともに重視されなければならない。

他方で法律等の規範は、具体的的事案に即して現実に適用され運用されなければならない。このような法規範の現実的な運用の面においては様々な関連する社会的な利害対立の調整が求められる。その適用に当たっては、これらの対立する利害や見解の詳細な分析が不可避であるが、この能力の涵養においても法学が果たす役割が大きい。わが国の法規範は、比較的簡明で抽象的な文章で定められており、一般的で汎用可能な規律を定立し得ているが、他方でこれらの法規範を現実の社会事象に適用するに際しては、単に法規の文言の形式的解釈や適用から直ちに結論を得ることは困難であり、そのために様々な法原則や解釈理論が構築されて、それらを介して、特に問題となる様々な具体的な利害分析と法の基礎となった価値原理との調整が強く求められる。法学の研究ではこのような規範を具体化するために必要な法理論の構築に力が注がれているが、それらは著しく専門化が進行しており、各分野での分業化の傾向が顕著である

## ii) 大学における法学教育が予定する人材

従来、わが国の大学における法学教育では、主として法に関する理論的な側面の教授が主たる目的とされてきた。しかし、法学の研究・教育には、法の理論的な教育と、それとともに現実に法を適用し運用する実務と密接に関連した事項の研究・教育とがある。

わが国の大学における専門法学教育は、伝統的に専ら法理論の教育を中心とし、法実務に携わる法曹養成のために特化された職業教育としては位置付けられてはこなかった。こ

メント [T14]: 前の段落と重複?

れもまた一面で大学における法学研究の傾向を反映したものである。社会的にも、わが国では、大学における法学教育は、直ちに法律専門職としての法曹として実務で活躍するために必要な専門的な技能を教授しトレーニングする法実務に特化した教育機関として位置づけられておらず、むしろより一般的ななかたちで法律問題に関わる人材の養成が目的とされてきたし、そのような状態は現在でも変わりはない。法学部での法学教育は、たとえば公務員としてあるいは企業人として、更には市民として様々な分野に進むための基礎的な法学教育の機関として、法に関する基本的な理論や考え方などの習得を中心とした教育を目的とするといった広範囲の人材養成が目的とされ、位置付けられているが、これも大学における法学研究の傾向と関連している点に大きな特色がある。

このようなわが国の伝統的な大学での法学の研究・教育は、わが国の社会が法治国家として発展するためには極めて重要な役割を果たしてきたし、そのような状況は今日においても少しも変わっていない。わが国の社会が法治国家として成立立つためには単に少数の法律専門家としての法技術を有する「法曹」が存在するだけでは不十分であり、社会の様々な分野において必要な専門的法知識を持った人材が育成され供給されなければならない。また更に概説的な？広く法的知識を有する市民が広い範囲で存在することも、安定した法治社会を形成し維持する上で不可欠である。わが国の大学における法学の専門教育は、このような幅広い法知識を有する人材として、国家公務員、地方公務員？自治体職員、一般私企業などで法律問題に携わる者等、社会の様々な分野で、日常的に生じる様々な法的問題を的確に処理する能力を持ち、様々な人的組織を合理的にリードすることができる能力を有する人材の養成を主要目的としてきた。そこでは、むしろ各分野で極めて異なる個別具体的な細かな法的知識や法技術の習得よりも、むしろジェネラリストとして活躍しうるための広い視野に立った大局的判断力を有する人材が有すべき能力の取得が期待され、その基礎になる「法的素養」の涵養が主眼とされ、重視されている。

### iii) 法学教育の問題点と今後の方向

大学における法学教育を考えるに際しては、今日の大学における法学教育の現状を無視することはできない。

今日の日本社会ではとりわけ国内的にも社会の法化現象が著しく進展し、また経済のグローバル化に伴い、国際的な法的問題の処理の必要性が著しく増大したことから、この様な新たな社会現象に対応しうる能力を持った法曹を養成する必要性が高まり、特に司法制度改革の一環として、法曹養成に特化した教育を行う機関として法科大学院が設けられている。そこで、このような現状の中で、大学における法学教育の果たすべき役割とその意義が明確に位置づけられなければならない。特に、法科大学院と大学の学部段階における法学教育の関係を明確にする必要がある。新たに設けられた法科大学院は、専ら法律専門職としての「法曹」の養成要請を目的として設置されられている。本来、法曹の活動範囲は広範にわたりうるが、法科大学院における教育の中心は依然としてわが国における伝統的法曹像を前提としており、そのような法曹の養成に特化しているのが現状である。そこで養成が予定される新たな法曹の主要な活動領域はこれまでと大きな違いはなく、想定されている主要な活動領域は、司法試験科目との関連もあり、専ら「法廷活動」が念頭におかれ、法科大学院の教育もそれに直接関連する分野に限った実定法の解釈・運用を中心とした法技術の教育に集中する傾向が見られる。したがってそこで予定される法

コメント [T15]: このようにいえるか。

コメント [T16]: 法的素養？ 専門性までは要求されていないのではないか。

コメント [T17]: 法律基本科目の内容 자체は、必ずしも法廷活動と直結しているとはいえないのではないか。

曹の扱う法律問題も、その中心は伝統的な日常的な法業務である。そこでは先進的な専門分野への果敢な取り組みや、グローバル化に伴って発生する様々な国際的な問題に積極的に従事する法曹養成のための教育は、制度的に予定されていない。これらは基本的にこれまでどおり専ら法学部、あるいはそれと連続する既存の大学院での教育に委ねられているのが現状である。

また、法科大学院における教育が主として実定法について法曹としての基本的なスキルの習得に特化していることから、法曹として最も必要とされるべき法学についての基本的な素養に関する教育についても、必ずしも法科大学院での教育に十分に組み込まれてゐるとはいえない。これらはむしろ、学部段階で習得していることが前提とされているようでもあり、現行の法科大学院の教育内容は制度的に見れば、むしろ学部における適切な法学の基礎的教育の上に成り立っているといえる。

他方で、今日の社会では様々な分野で法的問題の処理が必要であり、これらの領域は社会の法化の進展によりますます拡大している。これらの処理は、狭義の「法曹」としての弁護士の扱う分野とはされていない様々な職業が設けられそれに委ねられている。これらの「非法曹としての法律専門職」が扱う職業分野には、パラリーガルとしての裁判所における専門職員や刑事・民事事件に関わる様々な専門職員、登記やその他の登録や法律文書の作成などに関わる司法書士、弁理士、行政書士、国家・地方公務員、一般企業やその他の団体において生じる様々な法律問題の処理に携わる者等極めて多様・多彩であり、これらの職業に携わる者の多くが、大学における法学教育を受けた者によって占められている。今後も、法学の基本的な教育を受けたうえで多様な法律関係に関わる職業に従事する者への社会的な需要はますます拡大し続けるであろう。法科大学院の設置によってこのようなわが国の体制に大きな変化はなく、むしろ学部段階における法学教育の重要性はますます増大しているといえる。

#### iv) わが国の法学の傾向

わが国の法学は、近年では、研究対象を裁判所で行われる法実務に必要な事項のみに对象を限定するのではなく、各実定法分野においても、より広く法が社会で機能するあり方などをも視野に入れた研究がなされる傾向が顕著である。これは、わが国の大學學における研究・教育が伝統的に狭義の法実務に限定されず、むしろ広く法律に関わる多彩な分野を対象としたこと、またさらには法学の研究・教育が「法学部」という形態をとる場合であっても、その構成は政治学をも包含し、あるいは法文学部や法経学部という組織の中で複数の異なる専門分野を含む形で行われたことに顕著に見られる。このような体制は、法学教育の面でも、単に狭い意味での実定法のみの教育にとどまらず、より広く経済学や社会学などのほか広く人文科学をも学ぶことを推奨しまた制度的にも可能性を保障してきた。

このようなわが国における法学の特異性は、急速に進展する社会で法学が果たすべき役割を考えるとき、極めて重要な意義を有する。進展する社会では、単に既存の法を考察の対象とするのでは不十分であり、むしろ、それに対応した立法学の構築が不可欠である。そのためには、法学と政策学、法学と経済学・経済政策学、環境法と様々な自然諸科学との連携、医療や薬品、食物の安全と法学との関わり等その他の諸学問分野との強い連携、共同研究が不可欠であり、今後もこのような方向が追求されるべきであるが、そのような方向

コメント [T18]: 法律基本科目が中心であることは否定できないが、「制度的に予定されていない」とまではいえないのではないか。展開・先端科目の授業では、新たな課題に対する取組みも見られるのではないか。

コメント [T19]: 法学未収容制度を考えると、この部分の表現は修正が必要ではないか。

コメント [T10]: 法科大学院修了者が、協議の「法曹」とはならず、法律の専門的知識を生かす職業に従事する可能性も存在する。

コメント [T11]: これはむしろ例外であったのではないか。

は法学専角教育にも反映されるべきである。。

#### v. 法学研究・教育の諸分野

わが国における大学の法学研究は次第に細分化が進行しており、その結果、法学の諸分野は互いに独立した領域と見なされてきた。これは、各個別領域における専門化の進行により、ひと非通りの研究者が他分野をカバーすることが極めて困難になっているという現実に起因する。今日の法学の各分野の概要と内容は以下の通りである。

**実定法学** わが国の実定法分野を大別すれば以下のように細分化される。

- ・公法学・・・国家の在り方や統治の基本、基本的人権など国家制度の基本に関する日本国憲法を中心に、国家や地方公共団体などの統治機関の仕組みやその働きを中心とした法制度のあり方等
- ・刑法学・・・社会生活の安全を維持するために最低限必要な規律として刑法およびその捜査、訴訟手続及び犯罪者の処遇等、少年法、刑事学等
- ・私法学・・・市民間の基本的な法律関係、商事に関する法律関係、私的紛争の処理に関する訴訟手続や倒産手続等。
- ・社会法学・・・労働関係や社会福祉などに関する法律問題。

**国際関係法学** 国際関係を規定する法である。これに含まれるものとして、国際関係を組織化する法 国際人権保障、抵触法等

**基礎法学** 人間社会の規範秩序としての法の特性・理念などを対象とする法哲学、法の歴史的由来に関する研究を対象とする法史学、外国の法制との比較法学、法が社会で現実に果たしている機能など法の現実の機能を考察する法社会学等

**新領域** 多分野にわたる複合的・総合的な問題を扱う新たな領域。例えば、法と心理学、法と経済学、立法学、環境法、ジェンダー

伝統的な法学部における法学の専門教育では、以上のような法学の専門分化に基づいてそれぞれの科目に分かれて専門教養育が行われている。学部における専門教育では、一般にこれらの科目を満遍なく履修し、法学の様々な分野について広く、一応の概論的知識を習得することが目指してきた。それらの基礎的知識の習得により法の多様性と、それらを学習する過程で自ずと習得することが期待される法学の基本的思考方法の獲得が期待され、このような基本事項の習得は、卒業後様々な法律分野に進む場合に必要な基本的素養と考えられている。もっとも、このような法学における専門分化の傾向は、法学の全体像や九日目の意義を不明確にする。とくに、専門教育を始める段階では、法学の全体に関するオリエンテーションが不可欠である。

#### vi. 大学間の差異と大衆化の現実

日本社会では、歴史的に、どの大学の入試に合格したかが、キャリア形成において重視されてきた。そのため、入学段階での学力には、大学間で大きな差があることは否定できない。他方、大学進学率は増加の一途を辿ってきている。その結果、かつて大学に進学してきた層よりも学力が低い層の学生も入学してくる事態となっている。

かかる事態への対応として、大学ごとに、入学時のレベルと将来のキャリアに合わせた教育を用意することが必要となっている。

**コメント [TI12]: 現実には、履修要件を厳格に設定する法学部と、自由な選択を認める法学部とでは大きな違いがある。**

**コメント [TI13]: 各科目？**

### **3. 法学を学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的素養**

#### **(1) 大学の大衆化と法学教育**

今日のわが国の大学での著しい大衆化の進展により、法学の専門教育もまたこれによって、大きな変容を余儀なくされている。それは、大学で法学を学ぶことへの社会の一般的な期待が変化し、それがますます拡散・多様化したことから生じている。

法学教育を総体的に見れば、法学教育の目的は多様であり、そこでは、個々の特定の法専門識や法実務を前提とした単なる法技術的能力の獲得のみを目的とするとは適当でない。むしろ、法学の学習では、根本的な法的問題についての基本的な考え方などの習得が重要である。個別的に多様な法律に関連する職業に必要な法技術的知識は、それぞれの法実務に携わろうとする者が、それまでの進路に従って別途獲得すべきものである。大学の法学の専門教育では、むしろ、これらの個別の専門的技術的事項の習得では得ることのできない法に関する基本事項、基本的な思考方法など、将来様々な法律専門職に従事することになる者が基本的に有すべき基礎的素養の涵養にむけられる必要がある。

#### **(2) 考えられる基本的素養の内容**

法学の専門教育によって獲得が期待される事項は大学における法学教育の目的や要請が今日では極めて多様化していることから必ずしも一様ではない。それに応じて必要とされる専門性レベルの幅も進路に応じて多様である。それらのうち法科大学院に進学し法曹となる、その他の法律分野の資格を取るなどパラリーガルとなる、国家Ⅰ種試験を経て官僚となる等の、伝統ある法学部ならではの進路に進むものは、ますます少数派となる。一般企業に労働者として就職する学生が多数派であることを念頭に、身につけるべき素養をあげる。ただし、大学の大衆化が進んだとしても、高いレベルの専門教育の重要性も、何ら減少していない。

進路によって専門性のレベルも質も異なる。そこでこれらを三つに分けることができる。すなわち、「法曹養成」「法技術をマスターした非法曹やリーダー育成」「法的市民育成」である。

大学の専門教育を受けた後、更に狭義の「法曹」として、裁判官、検察官、弁護士になろうとする者は、更に法科大学院で裁判実務を中心とした様々な法分野に関しての専門知識や法技術の習得が予定されている。従って、これらの職業に必要な専門的知識や技能の習得自体は法科大学院での教育に委ねられる。しかしそこの教育が法曹に必要な専門技術的事項、特に法廷活動に必要な事項に集中しがちであることから、法曹として必要なより広い、基本的な素養がすべて法科大学院で獲得されうるわけではない。それらはむしろ学部における専門教育に委ねられており、これらの習得は専門法曹として活躍するための基礎となる。特に、グローバル化時代に対応できる法曹としての基本的素養は学部の専門教育によることが必要である。

非法曹としてではあるが、法に関する専門的な職業に携わろうとする者には、その進路に応じて、例えば国家や地方公共団体において法律専門職に従事する者は、公法部門に重点を置いた履修が、取引関係に従事する者は司法関係の科目の履修が、社会保障などの分野に進もうとする者にとっては社会法分野が、また国際的な関連性が強い職業に従事する者は国際関係の科目の履修が不可欠であろう。

法学履修者のうち、必ずしも法律専門職に進まない者もある。しかしこれらの者も、会社において商取引関係に従事し、中間管理職としてあるいは労務関係に従事することで法律問題に関与する可能性は極めて大きく、また今日では一般的市民生活においても、様々な形で法律問題に関与する機会は大きく、様々な職業において様々な形で法律問題への関与は避けられず、法的素養を有する者に対する社会の要請は大きい。

このように法学履修者の向かう進路は様々であり、それぞれの履修する分野に違いがあり必ずしも共通した特定の法知識の習得が最終目的とされるわけではない。しかし、このような個々の相違にかかわらず、法学の履修においては一般的に習得が期待される素養があると考えられる。それらは、およそ以下の通りである。

- ① 日本国憲法を中心とする国家の規範構造を理解し、そこに盛られた基本的人権の尊重について深い理解を得ること。わが国の法制度は、日本国憲法を中心とし、様々な法規や命令がさだめられている。このような、国家における法規の構造や国家制度の理解、基本的人権の思想やその現実のあり方などについての基本的な理解をすることは、すべての法律問題の考察のための基礎であり、この点の教育はすべての法学履修者に不可欠の事項である。
- ② わが国の法制度は、基本的に国会で制定した制定法を基礎として構成されており、法的な判断をするにあたっては常に、その基礎として正確な法律条文や規則などの読み解き能力が求められる。また、各法分野では、それぞれの法制度の基礎となる価値観や基本原則などが存在し、これらを基礎としそれを現実に実現するための法体系が構築されている。従って、各法の理解にはこれらの正確な知識が不可欠である。例えば、法治主義、罪刑法定主義、所有権の絶対や契約自由などの諸原則の理解が求められる。
- ③ 法的問題の判断においては、しばしば「規範的判断」が求められ、その意義が理解される必要がある。法律問題では、例えば発生した様々な事象についてその責任の所在等を明確にすることが問題となる場合があるが、このような問題の判断においては、単なる事実としての関連性の有無を問題とするのではなく、むしろ一定の価値観に基づいて設けられている規範により重要性の濃淡の判断がなされる必要がある。そのためには、このようなそれぞれの法規範が前提とする価値原理を理解し、それに関連した判断ができる能力の修得が不可欠である。このような規範的判断は、一定の価値判断に基づいた判断であり、価値中立的な自然科学的判断とは異なるといえる。
- ④ 法的問題の判断では、しばしば一定の結論の当否それ自体が絶対的なものではなく、様々な可能性があり得る。その中である結論を選択するに際しては、それが社会的に妥当であることをしめす説得論理が求められる。従って、法的判断ではその結論に至る過程を論理的に説明し説得することが不可欠である。法学の履修においては、この様な、意見の多様性を認めつつその中で一定の結論が選び取られる過程での論理的な説明能力の涵養が目指される。
- ⑤ 法的な判断においては、様々な価値観や利害の異なる多様な意見を調整し、社会的なコンセンサスを獲得することが求められる。法学の様々な分野での学習を通して、この様な様々な見解間での利害の調整能力を涵養することが求められる。

以上の、様々な観点からの知識及び思考方法に関する基本的素養は、その全てについて満遍なく習得することが望ましいことは確かであるが、それが必ずしも均等である必要は

なく、各大学が目指す教育方針や目的に沿って、また法学履修者の将来との関係で、それらに濃淡を設けることは可能であり、特に今日の大学の現状においてはそれを明確にすることが必要であろう。ただ、その中でも、①は全ての基本であり、十分な習得が求められる。

### (3) 特定の法学分野を深く学ぶことで得られる素養

すでに見たように、伝統的な法学教育では、法学の各分野について広く様々な科目を履修することが期待されてきた。しかし今日では、大学の大衆化が進行し、すべての大学で一律の内容の法学教育を行うことは現実的でないし、また大学に求められる要請にもかなわない。むしろ大学教育においては、その教育理念との関係で具体的な法学の履修に関する目的を明らかにするとともに、それぞれの個別の各科目の履修によって得られるべき内容を今一度明確にし、これとの関係でどのような能力を習得することが必要と考えられるのかを明確にし、その目的に即して科目などの選択にも濃淡を設けることが必要である。以下では、各法学分野の学習とその科目を履修することで得られる基本的な素養の関係を示す。

**公法学** 個人の尊重を基底とし統治の基本的枠組みを定める憲法や憲法的諸価値の具体

化をはかる行政法等を対象とする公法学を学ぶことで、国をはじめとする公共団体の組織と権限、公権力の行使にあたって必要な法的根拠と踏るべき手続、違法な公権力の行使に対する不服申立ておよび賠償請求の仕方、憲法上保障されたさまざまな権利の範囲やその制約の合憲性を判断する基準等を知ることができる。国や地方公共団体の選挙での投票や各種の直接請求等の市民による政治参加の仕組みや条件を学ぶことは、われわれの意見を政治の場に反映する上で役立つ。公法上の知識は、情報公開法や情報法等、関連する分野を学ぶ前提ともなるし、労働法、社会保障法、知的財産権法等、公法の組織・手続等を利用する他の法分野の理解を進める上でも役立つ。より一般的には、社会全体の中長期的利益を実現する公的権力の存在理由とそれに対する法的統制の必要性と論理を理解することができる。

**民事法学** 市民生活の基本法としての民法をはじめとして、会社法や民事訴訟法などを

学ぶことによって、人が社会の中で生きる上での権利と義務という基本的なルール（契約という自分たちでのルール作りを含む）を理解し、自分で判断し自分の行動に責任を持てる、現代市民としての基本的な素養を身に着けることができる。また民法の考え方には、民事法体系の幹にあたるものとして他の法律の考え方の基本になっているので、他のさまざまな法律の学習にも役立つ。具体的には、民法の学習では、所有権、売買・賃貸借等の契約、不法行為、物的担保、保証等、社会生活を安全に営む上で不可欠の法律知識を得ることができるという現実的な利益があると同時に、法学ないし法律学の入門知識を得ることにもなる。また、民法は基本的には中立的なものであるが、商法や会社法ではそこから取引法の世界に特化したルールを学ぶことになり、民事訴訟法では、裁判所による民事紛争の解決方法を学ぶ。

**刑事法学** 刑法は、さまざまな法分野の中でも、感情的・情緒的判断や場当たり的思惟を排して、法の目的や存在理由に基づきもつ合理的な論理を用いて一般化可能な結論を導出するための訓練をするのに、最も適した法分野であるといえよう。刑法とは、広義

では、国の刑罰権行使をコントロールするための法的ルールの総体のことを指すが、社会一般の人々は、反社会的行動に対して過度の反応を示しがちであり、刑罰権行使を容易に認める方向に流れがちである。そのような場面で、合理性ある論理を駆使して一般化可能な結論を導く習性（エーストス）を学生に身に付けさせることは、刑事法学の教育の中心に置かれるべきことである。

刑法と刑事訴訟法の内容は、法益保護を通しての社会秩序の維持と、関係者、とりわけ犯人と疑われた者および犯人であると確認された者の人権・諸利益の保障との調整の上に成り立っており、しかも、利害の調整を人間の継続的な営みとして実現できるよう、一定の法制度・法技術にまで高められているところに特色がある。法システム全般についていえることであるが、このように利害調整がそのつどの人の判断に委ねられるのではなく、法技術・法制度により実現される仕組みとなっていることを理解させることも、刑事法学の教育にあたりきわめて重要なことである。

また、刑事法学を学ばせることの1つの意義は、学生をして、普段はなかなかそこまで目が届かない、今の社会のあり方に気づかせることである。たとえば、海外旅行をするとき、航空会社のカウンターで、プリントアウトしたeチケットを見せて搭乗券をもらい、パスポートを示して出国手続をする。このとき、eチケット、搭乗券、パスポートがそれぞれ刑法上は「文書」として共通していること、それらが、その人についてのさまざまな事項を簡易に証明するための証拠として機能していることなどは、刑事法学（なかでも刑法各論）を学ぶことによりはじめて意識されることであろう。

さらにいえば、そもそも、およそ国が犯人を処罰するのはなぜ・何のためであるか、そうして刑を（たとえば、死刑を）科すことが正当化されるのかという刑法理論（犯罪と刑罰の基礎理論）は、法律家でなくとも深く考えるべき事柄であり、刑事法学を学ぶ中で、過去と現在の諸見解と対決しつつ思索を深めることができる。このこともまた刑事法学を学ぶことのもつ重要な意義である。

**社会法学**　社会法学は、契約の自由や私的所有権の絶対という「市民法の原理」を修正する意味をもって登場した法学の分野である。社会法学を深く学ぶことによって、抽象的で理念的な市民法原理の限界性を知り、それを修正し実質化するために、社会に生きている具体的な人間にとて必要な法原理について、一般的な素養を身につけることができる。労働法の学習では、実質的には対等ではない労使間での権利・義務を根拠づけるさまざまなルールや、労働条件を決定するシステムを学び、働く人々が健康的で人間らしい生活を送るための法のあり方について理解する。社会保障法の学習では、現実の社会で、貧困や生活上の危険に直面する人々の生存や尊厳の保障のあり方を考える。経済法の学習では、自由主義経済の商品・サービスの取引分野で、事業者が行う経済活動に国が介入するときの根拠となる各種の法の仕組みについて、理解を深めることができる。

**基礎法学**　基礎法学の学習から得られる素養は、一般的に言えば、現行実定法を相対化する広い視野が開かれ、法現象の基礎にある諸問題の学際的・多角的な理解が涵養されることである。具体的には、法哲学の学習は、社会の規範秩序たる法の根本的な特性・理念や法学の認識論的基礎の哲学的反省により、実定法を批判的に吟味する能力を磨く。法社会学の学習は、実証と理論の両面から社会科学の方法を法現象に応用する能力を磨

き、法と社会的現実との相剋・相互作用関係の理解を深める。法史学の学習は、法の歴史的変遷を展望して現行法の諸原理の由来の理解を深め、現行法が「他でもありえた」可能性や「今後、他でもありうる」可能性を自覚させる。比較法学の学習は、日本法とそのモデルとなった外国法や他の性格・社会的背景を異にする外国法との異同を自覚させ、日本法・外国法双方の特色、さらには様々な社会の文化とその法との相互関係についての理解を深化させる。

#### 新領域

##### ジェネリックスキル

ジェネラリストの養成（文責：河合）

高度な法律知識を身に付けただけではリーダーたりえない。世界の情勢、経済の動き、社会の質の変化に敏感でなければならない。世界と日本の歴史と文化についての深い理解、さまざまな地域の特性の理解も必要である。また、さまざまなマイノリティーについての理解も肝要である。

#### 4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

##### (1) 法学の専門科目の学習成果の意義

学教育の目的が多様であることに鑑みると、学習方法やその評価は一律ではない。特に、個別的な知識に関しては、各大学の掲げる教育目的に沿って必要な分野やその程度も一様ではないであろう。しかし、基本的素養を中心とした法的思考能力の涵養の修得・向上がなされたかという観点は極めて重要であり、この点については、各大学が、それぞれ目的とする方向を明らかにするとともにその判断要素を明らかにする必要がある。

その為には、各大学における法学教育の具体的目標の設定が不可欠であり、またそこで教える各科目においても、この様な基本的素養との関連を意識した目的設定がなされる必要がある。

##### (2) 法学教育の方法

法学の教育方法に関しては従来から、①講義方式、②少人数による演習形式での教育、③卒業論文の作成などがなされてきた。このほかにも、④法学や広く社会科学に関する古典文献、その他の文献の講読がある。

これらのうち、①は、法に関する基本的な考え方や個別知識の教授に有益であり、今後もその必要がなくなるとは考えられない。もっともその具体的方法は大いに検討される必要があり、一方的な教授の方法は必ずしも、学生の集中力を持続させることができず、また聴講する学生諸君がその内容を理解し得ているかの検証にも十分とはいえない。双方向的な授業による検証などを十分に取り込んで、聴講する学生の能力に合わせてそれを向上させるための方法の開発が不可欠である。また法学の教育では、法的判断に対して自己の意見を他人に明示し、異なる意見を持つ者との対話、説得を通じて結論を探求することが求められる。その為には自己の見解の明確化と議論や説得の能力の涵養が不可欠である。こ

のためには、②の方法により、一人一人の能力を向上させるための取り組みが求められる。しかし、そのほかにも様々な教育方法が可能であろうし、その開発と実践、そしてその結果の検証によるさらなる改善方策の模索が重要であることはいうまでもない。さらに、③論文を作成することは、わが国の教育の中で必ずしも十分になされていなかった点であり、このような作業とその適切な指導により、論理的な思考と文章表現能力を養うことができる。④古典的文献の講読等は、一般的な学生の文章読解力の程度などを考慮すると、極めて重要である。特に法学部学生が読むべき図書を推薦し、読むことを習慣づけることは、また日本社会に大きな影響を与えた訴訟事件、司法関係者の活躍について書籍を読むことを通じて法と社会の関係を具体的に理解させることも極めて有効と考えられる。

### （3）評価の観点

学教育的多様性を前提とし、各大学で目的とする法学教育の具体像も一律ではないことから、教育における獲得目標も各大学で異なるのは当然である。そこで、この様な前提の下で、各大学ではその大学での専門法学教育の目的を明確化することが必要である。その際、法学教育における基本的素養のうちで特に各大学で強調する事項などがあつても良い。

獲得目標を明確にすると共に、この目的に適合した教育方法の提示が重要であり、評価に際しては、目的の適切さ、目的とその実現の為の教育方法の評価方法の確立などが重要なとなる。さらに、大学における教育従事者が、当該大学での教育目的を共有し、どのような工夫をしたか等、大学自体での継続的な改善の試みとその評価・検証による共有化による自主的な教育改革への反映の努力もまた重要な評価点となりうる。

## 5. 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育の関わり

### （1）教養教育と法学専門教育との関係

大学における法学の専門教育では、一般的な教養教育の重要性が看過されてはならない。法律専門家のみならず様々な形で法的判断をする必要がある者にとって、「市民」としての教養が不可欠である。法的判断は、社会生活上必要な判断であり、そこではこの様な基本的判断能力の涵養が求められる。

### （2）教養教育としての法学教育

#### i) 一般的法知識を有する市民の育成

法律職以外の、一般市民生活においても市民として的一般教養として法学教育は必須である。特に、憲法の定める民主主義、基本的人権の尊重などの理解は全ての市民に不可欠な法的知識である。また、最近では、刑事事件において裁判員制度が導入されて、全ての市民が刑事裁判に関与する可能性があり、刑事裁判についての正確なものの考え方の普及は極めて重要である。更に、消費者として必要な基本知識としての消費者保護法の普及も極めて重要である。

#### ii) 法学の知識と他分野の教養との融合（文責：河合）

歴史的には、法文学部、法経学部という学部もあり、人文社会科学を広く学ぶことが奨

励されてきた。法律科目以外の比重を高めた学習にも意義がある。

また、狭義の法律専門職とはいえないが、資格試験の科目に法律科目が必須とされている専門職がある。税理士、社会福祉士、不動産関係の諸資格などである。

### (3) 法学部における専門教育の基礎としての法学教育

法学部における専門教育にあたり、その基礎となる一般法学の教育もまたきわめて重要性である。法学の専門教育の分野は、前述のように多岐にわたるが、従来、法学の専門教育を行うにあたり、その全体を鳥瞰し、具体的な分野とその特色とを明らかにする教育は必ずしも確立されてはいなかった。その為に、学生にとって、専門教育は断片的となり眞の意味での理解に達しているとはいえず、各専門教育の効果も従前とは言い難い状態にあった。このような問題点を解決することは、専門教育の向上に有益であるといえる。

また、法は社会における人間生活全体に関わり、特に国内・国際政治に深く関わっている。法は、様々な法政策的考慮を基礎としていることが多く、また法律解釈だけでは解決することができない問題の解決は政治問題でもある。この意味で、法学の専門教育は政治学のそれと深く関わるといえる。両者の関連性を考える契機となる事項の教育も法学教育にとって極めて重要である。

もっともこれらの専門教育の前段階としての一般教育も、後に続く専門教育の具体的目的との関係でも大きく違いがあろう。

#### i) 「法的市民」の育成を目的とした一般教育

- ・頻度の高い具体例の理解　　法にかかわる判断が必要とされる事象のうちで、社会内で個人が最も頻繁に遭遇する事柄について対処法を身に付ける。不動産売買・賃貸、交通事故の損害賠償、消費者問題、離婚、相続、保険、労働問題、医療過誤などの分野で、典型的な事例について学ぶ。その過程で、法が日常生活に深くかかわっていることを認識してもらう。このことは、法分野ごとの体系的理解に優先してよい。

- ・司法制度の利用の仕方　　司法制度について学ぶ。つまり、ひとたび紛争になったときの情報収集のために、法律相談、法テラス、法律事務所等の利用法、探し方を知っておく。さらに、調停の申立、さまざまな訴訟提起の仕方、強制執行、保全、差止め請求、不服審査請求などについても学び、これらの手段が使えるようにする。そのために、弁護士、司法書士をはじめとした法律専門家を活用できるようにする。

- ・国際化への対応　　グローバル化に対応し、自分が海外で会うトラブル、日本国内での外国人労働者とのトラブルなどの解決法と、予防法について、身近な事例を中心に学ぶ。そのさいに必要な最低限の外国語力の養成と、外国法、異文化についての最低限の理解を身に付ける必要がある。ここでいう外国は、西欧に限定せず、中国、インド、イスラム圏を含む。

#### ・市民性の涵養

高校までに学んだ、日本国憲法を中心とする国家の規範構造の理解を深化し、そこに盛られた民主主義と基本的人権の尊重について市民として十分な理解を得ること。また、裁判員制度の導入をうけて、市民が刑事裁判に参加する。刑事裁判における原則のみならず、警察、検察の役割や、受刑者の刑務所での処遇、出所後の生活環境など、刑事司法についての基本的な考え方と制度の理解は極めて重要である。また、具体的な冤罪事

件の歴史について学ぶことも必須である。

・日本の法曹についての知見

書物にまとめられている、社会に大きなインパクトを与えた基本的な事件に精通すること。最高裁、検事総長、法務省、日弁連の仕組みとそれを代表する人物が活躍した歴史についても知っておく必要がある。

・人間関係と組織についての経験知 カリキュラム外での活動も軽視できない。大学における、クラブサークル活動は、生涯の友人を得る貴重な機会であるとともに、組織と個人、人と人の関係を学ぶ絶好の機会を与えてくれる。先生にも親にも頼らず、上級生として自立的判断を求められることを通して、責任感を身に付けることができる。

## 6. 法学教師の問題

最後に、以上の課題を実現するためには、様々な法学教育の必要性に見合った法学教師像を明確にする必要がある。法学はますます専門分化が進行しており、その研究に従事する研究者も専門化が進行し、専ら自分が先行する分野の特定の事項に専門性を限定しがちである。大学の法学教育でも、その教育に当たってはこのような傾向が濃厚に現れており、それぞれの科目を全体的に位置づけ、その中で位置づけることがややもすると怠られる傾向にある。法学教師は各分野の専門的研究を通じて専門に関して研鑽を積みその教育を行う能力を有する必要がある。しかしそれだけでは不十分であり、より広く、自己の専門分野の広い観点からの位置づけと教育、さらにしてすんで法学の全体をも説明し十全な知識と素養を初学者に教授できる能力を開発する必要がある。

このような問題は、特に法学を学び始めた初期の教育においてその必要性は大きい。専門教育をするための基本は、市民としての良識であり、また広く法学を鳥瞰しその社会的意義を明らかにしうる教育力である。法学教師の要請においてはあらゆる分野で、研究能力とともにこのような教育能力を有する教師の養成が不可欠である。

法学は、法学の専門教育を受ける者だけでなく、より一般的な形で大学における教養教育の一環としてもれる。この教育は、市民生活における法律問題についての最低限の知識を教授するだけでなく、各分野に即した形での法学の教授などが考えられるが、そのためにはそれが可能な法学教師の養成が不可欠である。

## 法学分野の参照基準の作成に関する基本方針

法学分野における参照基準基本方針のを作成するに際しては、以下のような基本方針に基づいている。

### 1. 今日の大学における法学教育の現状

大学の大衆化に伴い、今日では法学教育が極めて多様化している。また各大学における法学の専門教育の目的も、各大学における事情の相違このような現状を反映して、今日では極めて多様化しており、法学教育のあり方や法学分野の参照基準それを一律に論じることが困難な状態になっている。

大学の学部段階での法学教育の目的が多様であることには、単に大学の大衆化現象によって生じたというだけ集自他ではなく、わが国の法学教育には特有の事情も深く関わっていがある。本来、法学教育には学問としての法学の教授という側面とともに、法の解釈・適用という法的技術を備える用いた法律専門家を養成するための実務教育という側面の二つの二面がある。後者の側面は従来から大学が担ってきたわけではなく、大学教育では専ら前者が重視されてきた。法律専門職自体も多様であり、これらは別途教育されている（現在においては、例えば法科大学院が法曹養成に特化した高等教育機関である）。大学では、法技術ではなく、むしろ法学の基本事項の習得が目指されており、これらの事情は十分に考慮されるべきである。このような事情を前提とした上で、学部段階での法学の専門教育の質の向上を図る方策を講じるべきである。そのためには、わが国の社会で法学の専門教育がおかれている現状を明らかにする必要がある。

とりわけ 2004 年度以降、最近では大学に法科大学院が設置されたことにより、それとの関係で学部段階での法学教育の目的自体が曖昧になっており、その意味でも学部における法学教育の意義を明確にし、再確認する必要があること。

### 2. 法学教育の中核となる事項

法学教育の目的が極めて多様化したにもかかわらず、その多彩な法学教育の中核となっているのは、やはり様々な国内実定法を中心とした伝統的科目である。しかし、それだけでは不十分であり—これらに加えて基礎法その他の関連する分野の教育が想定されており、それらの教育には、実定法教育では得られないなお優れた効用があると評価されていることにかわりはない。

### 3. 法学を学んだ者に求められる基本的素養

各大学での法学教育を受けた者の基本的な素養としては、個別の法知識ではなく、む

しろ法学教育を通して培われる「規範的判断能力」、「集団におけるマネジメント能力」等の、社会生活上の対人的能力が期待されているようであり、法学部卒業生にはこのよ  
うな、基本的能力の習得が目指されており、個別の法的知識のみの習得とは異なった、  
社会生活に必要となる基本的能力を有することが期待されている。

コメント [IT1]: この段落の前半部分と重複?

#### 4. 参照基準作成の基本方針

予定される「参照基準」の策定においても、学部における法学専門教育において学習すべき「一定の知識の最低基準」を示すという方向は、わが国の大学の学部段階における法学教育の需要が極めて多様化しており、したがって、法学教育の実態に則さず、適切ではない。各大学が示すべき法学教育の目的もは様々であるから、これを特定のものに限定することは実態に則さず、適切とはいえない。このような多様化は、それぞれの大学が受け入れている学生の法学教育に対する需要、その卒業後の進路などと極めて密接な関係がある。各大学で現実に行われている法学教育に~~ついでも、~~一面でこれらの点が考慮・反映されており、そこで設定されている教育の程度や提供される内容対象も大きく異なる。各大学でのこのような努力を一律に無視すべきではない。

むしろ各大学が、法学教育に必要な基本事項を考慮し、それを基礎基本とした上で、具体的に独自の法学教育の目標を明らかに明示し、その達成のための教育方法を提明示し、常にその達成度を検証し、必要に応じて改革することが必要である。したがってそのような不斷の検証を促すために役立つ資料・指針を工夫し提供することを主要な目的とすべきである